

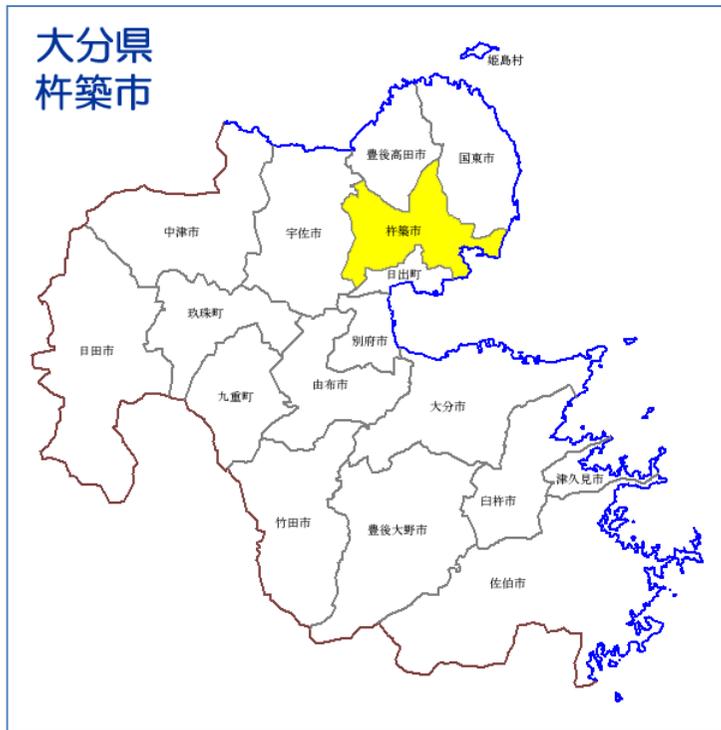
大分県杵築市の取組報告



令和3年12月27日

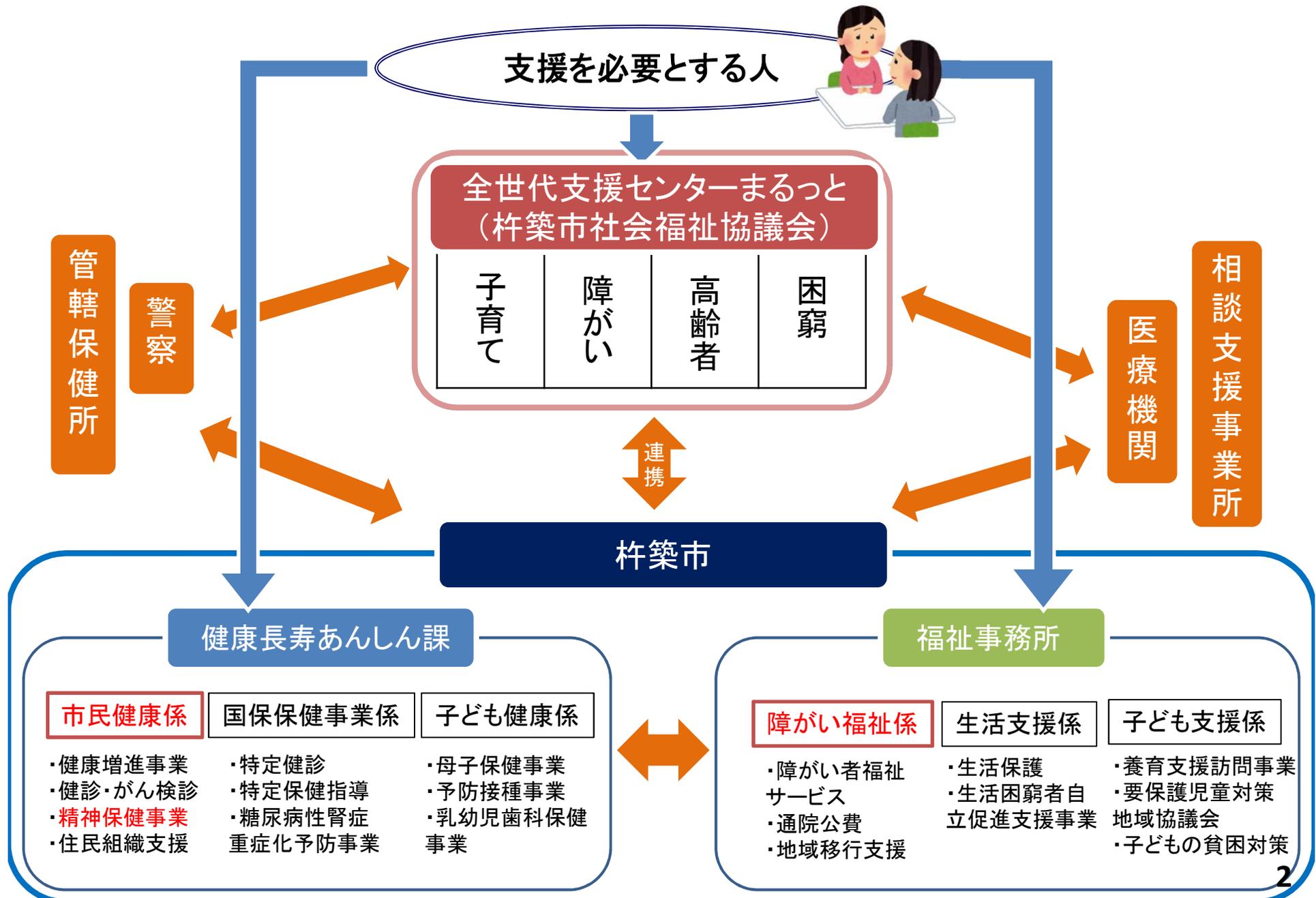
杵築市長 永松 悟

大分県 杵築市の概要



- 総面積 … 280.08km²
- 人口動態（令和3年10月末）
 - ・人口 … 27,759人
 - ・世帯数 … 13,234世帯
 - ・高齢者数 … 10,609人
 - ・高齢化率 … 38.2%
 - ・精神障害者保健福祉手帳取得者 … 242人
- 一般会計決算総額（令和2年度）
 - ・歳入 … 25,584,105千円
 - ・歳出 … 25,065,736千円
- 職員数（平成3年4月 一般行政職）
 - … 317人（正規職員）
 - 再掲16人（正規保健師）

杵築市における精神障がいの相談支援の取組



杵築市における精神障がいの相談支援の課題と対策

項目	課題	対策案
1. 人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ①現在の保健師等の専門職の人数では相談支援数が増加した場合、対応が厳しい ②精神障がいの相談支援の経験を積んだ保健師が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ①保健師、精神保健福祉士等の専門職の複数配置が必要である ②県・保健所等の専門技術の支援を受けながら人材育成を行う必要がある
2. 普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ①市民・関係機関の精神障がいの理解が乏しい 	<ul style="list-style-type: none"> ①市民・関係機関への精神障がいに関する普及啓発を行う
3. 連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ①ケースを支援し医療機関等に繋げるが、情報がフィードバックされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ①重層的支援会議や支援会議を効果的に開催し、保健所・医療機関・警察等の関係機関と連携強化を図る
4. 法整備・財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ①地域保健活動で、精神相談を行っているが、法的根拠が定められていない ②専門職の人数的な不足があり、職員採用の財源が厳しい状況にある 	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村を主体として業務を移行するのであれば、法的整備と共に市町村・都道府県・管轄保健所の役割を明確化すること ②市町村に専門職の配置は急務であり、国・県より財政支援を講じる必要がある

地域共生社会の構築を進めるためには

杵築市における課題

- 複合的な課題(精神障がい含む)を有する世帯に対する効果的な支援(連携)が実践されていない
- 介護、福祉の慢性的な人材不足はより一層深刻化している、特に精神障がい者の相談支援を担う**人材不足**は顕著で抜本的な対策が求められている。(複雑化・多様化したニーズに対応できていない。)
- 複雑化・多様化したニーズには、「具体的な解決を目指すアプローチ」と「伴走的なアプローチ」が必要となるが、厳格な公平性が追及される行政が直接担うことには限界があるものの、適当な**委託機関が存在しない**。
- 支援困難事例は単独市町村内のネットワーク(人材・資源)のみでは解決できないケースが多い
- 全世代に及ぶ様々な社会資源を**単独市町村のみ**でフルスペックで整備していくことは不可能

政策機能の強化

- 地域福祉計画等で明確な方針を示す必要がある
- 介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野に精通する**職員の育成・確保**が必要となる
- 福祉分野に加え地域づくり、農業などの各担当課が一同に会し協議する場の設定が必要となる

- ◇地域福祉計画(保健医療福祉総合計画)
- ◇協議の場(庁内連携会議)
- ◇人材の育成・確保(研修、人事ローテーション)
 - ・コーディネーターの発掘

支援機関の機能強化

- 相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するための**人材の育成と確保**が必要となる
- 重層的支援体制整備事業を最前線で担うことができる**機関(組織)整備**が必要となる
- 限られた財源と人材を効果的に活用する工夫が必要となる

- ◇専門職の確保・育成
 - ・インテークの方法、アセスメントの視点、総合調整に関する手法(ツール)・知識、アウトリーチの手法、つながり続ける支援を進めるスキルなど

杵築市における地域共生社会に関する取り組み経過

年 月	内 容
平成28年5月	全世代地域ケア会議設置 (月1回)
平成29年4月	保健・医療・福祉・教育庁内連携会議設置(月1回) ※ 保健医療福祉総合計画策定作業など
平成30年3月	保健医療福祉総合計画策定 ○包括的な支援体制の整備を記載(社協機能強化、全世代支援センター整備、小学校区単位での地域づくりなど)
平成30年9月 ～現在まで	社会福祉協議会機能強化への着手 ○財政基盤の強化、ガバナンスの強化、人材育成・確保)
令和2年4月	全世代包括支援センター整備 ○ワンストップ窓口整備、専門職の資質向上、人材育成・確保
令和3年4月 ～準備(検討)中	○重層的支援体制整備準備事業 ○社会福祉施設地域貢献連絡会 (11月22日設置) ○権利擁護支援センター設置に向け準備中 (保証機能の構築、死後事務委任契約含む) ○地域共生社会推進本部の設置

全世代対象の地域ケア会議（H28.5～）

- 介護保険で実践し、成果を導いた地域ケア会議の手法（個別プランの検証から地域課題の把握、解決策の展開）を、他の保健福祉分野にも適用
- ケースによって、各種制度の調整機能及び社会資源を連携させ、効果的な支援策が提示できるコーディネーターの育成及び資質向上
- 全世代を対象とした地域包括ケアシステムに携わる関係職員のマネジメント力の強化

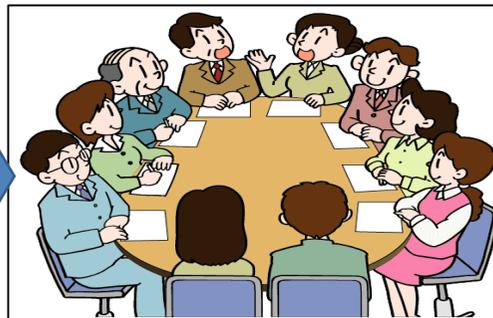
参加者

（関係機関）

- 社会福祉協議会
- 公共職業安定所
- 障がい相談支援事業所
等

（杵築市職員）

- 福祉推進課
（生活支援係、障害福祉係）
- 子育て世代包括支援センター
- 市教育委員会
- 医療介護連携課
- 地域包括支援センター
- 健康長寿あんしん課
（市民健康係、国保保健事業係）
等



検討プラン

生活困窮者ケース
障がい者・児ケース
子ども子育てケース
不登校児童・生徒ケース

助言者

- 医師・歯科医師
- 作業療法士
- 精神保健福祉士
- 薬剤師
- 管理栄養士
- 医療ソーシャルワーカー
- 県保健所保健師
- 障がい者就労・生活支援センター
- NPO法人（自立援助ホーム放課後等デイサービス） 等

- 初回：平成28年5月
- 時間：第2水曜日14～16時
- 主催：福祉推進課長
- 庶務：地域包括ケア推進係

年間実績

- ・会議回数 12回
- ・検討ケース のべ36件

検討ケース一覧(抜粋)

- 何らかの支援が必要な人(障がい、疾病、虚弱体質等のため)の就労支援
- パートナーによる被虐待児を抱えるひとり親の支援
- ひきこもりとなっている長期未治療の精神障がい者の支援
- 高次脳機能障がいの人の生活訓練、移動支援
- トリプルケアの事例(認知症の母親、精神障害治療中の妻、発達障がいのある児童)
- 身体障がい者の65歳到達に伴う介護保険への移行
- 障がい(精神、パーソナリティ障がい等)のある母と発達障がい児の子育てに関する支援
- 認知症の80代母親と知的障がいの50代息子の生活支援
- 認知症の90代母親と精神障がいの60代娘の生活支援
- 無計画な妊娠・出産を繰り返す夫婦への家族計画等の指導
- 10代の夫婦の子育てに関する支援

地域共生社会の実現を目指した重層的支援体制整備事業推進体制

杵築市の課題

- 急激な人口減少 → 空き家の増大
- 単身高齢世帯、高齢夫婦世帯の増
- 耕作放棄地の増大(市全域の荒廃化)

地域の課題

- リーダーの高齢化、固定化
- 地域コミュニティの崩壊(担い手の確保)
- 若い世代の地域活動への参加促進

地域共生社会の実現を目指す

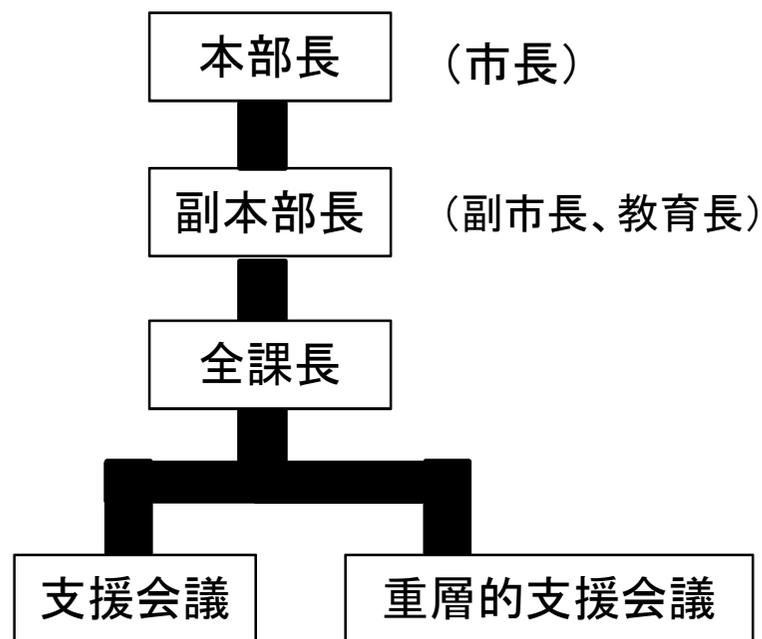
- ※支え合い機能の構築
- 重層的支援体制整備事業の実施
- 地域共生社会推進本部の設置**
- 社会福祉施設地域貢献連絡会設立
- 社会福祉協議会機能強化
 - ・権利擁護センター機能の付加
 - ・身元保証支援制度、死後事務委任契約

【2045年人口推計】

- 総人口 19,312人(対2015減少率34%)
- 年少人口 1,927人
- 現役人口 8,504人
- 高齢人口 8,881人

逆転

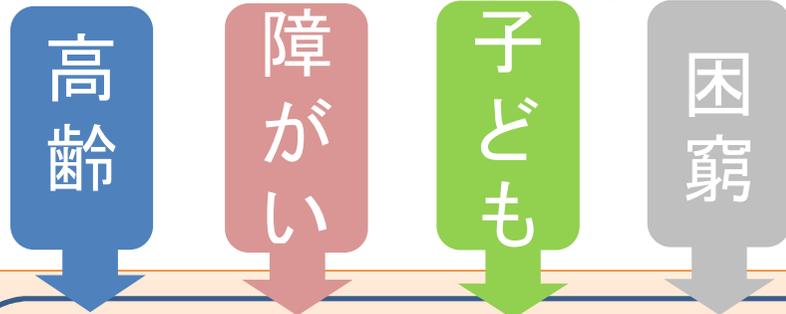
【地域共生社会推進本部】



地域共生社会の実現 = 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

杵築市重層的支援体制整備事業体制図

各相談支援事業者



包括的相談支援事業者

(法106条の4第2項第1号)



参加支援事業者(法106条の4第2項第2号)

地域づくり支援事業者(法106条の4第2項第3号)

アウトリーチ等事業者(法106条の4第2項第4号)

多機関協働事業者((法106条の4第2項第5号)

プラン作成事業者(法106条の4第2項第6号)

【重層的支援体制整備事業実施計画】

(法第106条の5)

○事業の提供体制、事業目標、評価指標など

【重層的支援会議】 主催:杵築市

社会福祉協議会

1. 役割

- ①プランの適切性の協議
- ②プラン終結時等の評価
- ③社会資源の充足状況の把握と開発検討

2. 開催方法

- ①定期開催(月1回)、随時開催の併用
- ②従来の全世代地域ケア会議から移行支援調整会議(生活困窮)を統合
- ③個人情報~~の~~取扱いは本人同意を得る

3. 構成員

市、社協、関係機関、**アドバイザー(精神科医)**

【支援会議】(法第106条の6) 主催:杵築市

1. 役割

- ①気になる事例の情報提供・情報共有
- ②見守りと支援方針の理解
- ③緊急性がある事案への対応

2. 開催方法・構成員

- ①定期開催(年4回)、随時開催の併用
- ②情報開示の請求・守秘義務の徹底
- ③市関係課、関係機関、**専門家チーム**

地域住民のプラットフォーム

